

申告期限は令和 8 年 3 月 16 日(月)です。
郵便での提出または電子申告に御協力ください。

翻訳版は市HPを御確認ください
English, Português, Español, 中文



申告していただいた内容は、所得課税証明書の発行、国民健康保険税や各種手当の受給等を算定する基礎資料になります。原則、すべての人が市・県民税の申告をしていただく必要がありますが、不要な場合もあります。下の図で確認してください。

```

graph LR
    Start[スタート] --> Q1{令和8年1月1日現在  
豊田市に居住していた人}
    Q1 -- はい --> A1[申告必要]
    Q1 -- いいえ --> Q2{令和8年1月1日現在、豊田市に  
居住していない人で市内に事  
務所・事業所・家族敷を有する人}
    Q2 -- はい --> A2[申告必要]
    Q2 -- いいえ --> Q3{豊田市に住民票をのいたまま  
市外・国外に居住していた人}
    Q3 -- はい --> A3[申告必要  
(申告書裏面④の2に記す)]
    Q3 -- いいえ --> A4[申告不要]
    Q4{令和7年中に収入があった人} -- はい --> A5[申告必要  
(申告書裏面⑤に記す)]
    Q4 -- いいえ --> A6[申告不要]
  
```

スタート

令和8年1月1日現在
豊田市に居住していた人

はい → **申告必要**

いいえ → 令和8年1月1日現在、豊田市に
居住していない人で市内に事
務所・事業所・家族敷を有する人

はい → **申告必要**

いいえ → 豊田市に住民票をのいたまま
市外・国外に居住していた人

はい → **申告必要**
(申告書裏面④の2に記す)

いいえ → **申告不要**

令和7年中に収入があった人

はい → **申告必要**
(申告書裏面⑤に記す)

いいえ → **申告不要**

公的年金(源泉徴収税額がない)のみで、各種所得控除を受けない人
又は
給与所得の「年末調整」が済んでおり、他に所得がない人

いいえ → 「確定申告書」を税務署に提出する人 → いいえ → **申告必要**

はい  申告不要

豊田市ホームページ

スマートフォン・パソコンでも市・県民税申告(電子申告)ができます。
申告方法など詳しい情報は豊田市ホームページを御覧ください。



豊田市 住民税電子申告 検索

確定申告をする必要がある人については、国税庁ホームページで御確認ください。

確定申告(所得税)についてのお問合せ

豊田税務署

1-8521 豊田市常盛町1丁目105番地3
豊田金商店(1・2階)

☎ (0666) 3E-3333⁵⁴³

(土日祝日・年休年始春除ノ)

※この「令和8年度市民税・県民税申告の手引き」は、令和7年12月31日現在の法律に基づいて作成しています。今後、法律の改正に伴い税率等が変更される場合もありますので、その点は御了承ください。

1	本人確認書類 マイナンバーカードをお持ちの場合 マイナンバーカードをお持ちでない場合	マイナンバーカード ※郵送の場合は、カード両面のコピーを添付 マイナンバーの記載がある住民の写し及び以下の書類いずれか1点 ・運転免許証 ・国民健康保険証 ・パスポート ・在留カード ※郵送の場合は、コピーを添付
2	収入がわかる書類 給与所得者 年寄所得者 その他の所得	源泉徴収簿 ・給与明細書等 3年以上の所得の源泉徴収票 収入がわかる書類
3	控除に必要な証明書等	●市・区民税の主な所得控除額一覧の②の印字と裏面を御確認ください。

$$\text{市・県民税} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

・所得割額 一律10%(市民税6%、県民税4%)

※土地・建物・株式等の譲渡所得・先物取引所得等のある人は税率が異なります。



・均等割額 市民税 3,000円 県民税(※) 1,500円

※ 愛知県では「あいち森と緑づくり税」の創設により、平成21年度から年額500円が県民税均等割額に加算されています。

注 令和6年度から均等割額と併せて森林環境税(国税)1,000円を徴収しています。

給 与 の 収 入 金 額	給 与 所 得 の 金 額
1円 以上 65.1万円 未満	0円
65.1万円 以上 190万円 未満	収入金額-65万円
190万円 以上 360万円 未満	収入金額-4(千円未満切捨て)=A A×2.8-8万円
360万円 以上 660万円 未満	収入金額-4(千円未満切捨て)=A A×3.2-44万円
660万円 以上 850万円 未満	収入金額×90%-110万円
850万円 以上	収入金額-195万円

[illegible]

①給与と受取の世帯の場合
給与・育児手当が850万円を超え、かつ下記のいずれかに該当する場合、給与・所得の金額が次の算式で計算した金額に控除します。
・前控除本人が特別障害者である
・23歳未満の扶養親族が1人である
・特別障害1人である同一一生計共同生活者又は扶養親族を有する
〔控除額〕給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円×10％

②給与と受取の公的年金等に係る所得の及ぶがある場合
給与と受取の公的年金等に非該当所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額が次の算式で計算した金額に控除します。
〔控除額〕給与と受取の公的年金等に係る所得の金額(上限10万円)×23歳未満の子を有する配偶者の金額(上限10万円)－10万円

種別	要 件	控 除 額
①寄附金控除 ②愛敬賞等	前年中に交へける寄附金を支出し、合計額が2万円を超える場合 ア 特定非営利活動の都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 イ 愛国共済組合会、日本赤十字社、特定医療法人等の都道府県、市町村、又は特別区に対する寄附金 ウ 所定税制に規定する公益増進活動の促進その他の生活の向上を目的とする寄附金の受取又は振替地の承継を受けるもの	①その合計額 ②ア、イの合計額×27万円×10%(市民6名、国民4名) ただし、ア、イの合計額は、所得超過額の30%以上超す。 ③ウの合計額×27万円×10%(市街地の所有税負担率)×1.021 ただし、ウの額は、前年度に課税所得後の調整率超過額を差し引いた額の20%以下とする。 ※所得と控除の両方によって、計算方法が異なる場合がある。 ○確定申告で「個人・親族間贈与」の場合、専断特約(フナトナ特約)が適用できない。専断特約無効訴訟を受けるとは、専断申告した贈与の申告後に第三者に贈与額超過の申告が必要となります。

種 類	要 件	控 除 額
() 社会保険料控除 ①証明書不要	前年中に社会保険料(健康保険、介護保険・国民年金等)を支払った場合 >適用範囲< 前年中に一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療費保険料(社会保障法に含まれるものを含む介護保険料は算入するが支払った場合) ・新規契約…平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料と個人年金保険料を以て ・旧契約…平成23年12月31日前に締結した一般生命保険料と個人年金保険料	支払った金額 新契約 7万円以下 17万円以上 3万7千円以下 5万6千円以下 5万6千円超 7万円以上
() 生命保険料控除 ②証明書必要	一般生命保険料とは個人年金保険料について、新規契約と旧契約の双方がある場合 ※それまでの契約期間内(前一年一般生命保険、前年度人生年金保険、介護医療保険)において控除対象となる場合にその元金控除額は70,000円です。	支払保険料(A) 控除額(B) A < B B/A × (X / 1+24 = 6,000円) (X : A×14 - 14,000円) 28,000円 A ≥ B 1万5千元以下 4万9千元以下 4万7千円 7万円以下 支払保険料(B) の差額 (X : A×14 + 17 = 7,500円) 35,000円
() 地震保険料控除 ③証明書必要	前年中に地震保険料、旧長期損害保険料を支払った場合(同一の傷害者であるか異なるかは関係ない場合でもどちらかを意識?) ・旧長期損害保険料……………地震被害者の補償区分 ・旧長期損害賠償保険料………別当預金のあつてもその保険期間が1年以上のもの(平成18年1月31日まで経過したもの)	支払保険料(A) 控除額(B) 地 震 保 険 5万円超 5万円以下 旧長期 5万円超 17万円以下 175万5千円超 10,000円
() 医療費控除 ④明細書必要	セルフメディケーション税制 「健康で生活習慣病等の予防への一定の取組」を行って本人またはマイナンバー付CTC医薬品の購入が1万円を超えた場合 (※1) 処方箋取得、有効期限切れ超過、使用目的外の場合(例)、大規模な手術を受けたとき(例) (※2) 製薬会社から一時的な返還を受けることにより戻される金額	支払った金額の控除率除額係数 25,000円 [支払った金額-保険金が重複した場合]-所得所得税額の0.5%又は10万円のうち低い方の金額(限度額200万円)] 〔支払総額8万8千円〕上の記載医療費控除との併用不可
() 雑損扣除(火災、水害及び台風による建物等全壊の場合)⑤領収書が必要	被災市町村市民課又は国土建設部へ申請すること。被災市町村市民課又は国土建設部より発行された書類を提出し、かつ、被災状況調査報告書の作成を受けなければならない。	

※下表の各種控除は令和7年12月31日の現況によって判定します。令和7年中に亡くなった場合は死亡時の現況によって判定します

種 類	要 件	控 除 額
寡 婦 控 除	前年中の合計所得金額が500万円以下 夫と離婚し、子1人以下の扶養親族を有する場合 夫と死別又は夫の死が不明な場合	26万円
ひとり親控除	前年中の合計所得金額が500万円以下 (事業主・専業主婦と同等の扱いにも、差支ない)	30万円
障がい者控除 (1人につき)	前年中の合計所得金額が85万円以下で、障害者(1人)以上の扶養親族を有する者 特別障害者がいる(特別障害者の4人、身体障害者の2人・2歳、精神障害者が障害者控除の1人の場合) 同居特別障害者がいる(特別障害者の2人以上同居している人)	26万円 30万円 53万円
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が85万円以下で、給付所得(自治体の給付、ふるさと納税所得や給付所得、奨励金、給付金)以外の所得金額が10万円以下の勤労学生(大学や高等学校など以外の専修学校や各種学校、職業訓練学校の場合は、 <u>必須証明が必要</u>)	26万円
配 偶 者 控 除	前配偶者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下であるとき(配偶者控除が適用される場合)	配偶者控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 99,611円(99,699円以下) 99,611円(99,699円以下) 99,611円(99,699円以下) 99,611円(99,699円以下)
	配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下であるとき(配偶者控除が適用される場合)	配偶者控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 33万円 22万円 11万円
	配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下であるとき(配偶者控除が適用される場合)	配偶者控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 33万円 22万円 11万円
	配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下であるとき(配偶者控除が適用される場合)	配偶者控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 33万円 22万円 11万円
配 偶 者 特 別 控 除	前配偶者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円超133万円以下である場合(事実関係が認められるとき)	配偶者特別控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 99,611円(99,699円以下) 99,611円(99,699円以下) 99,611円(99,699円以下) 99,611円(99,699円以下)
	配偶者の前年中の合計所得金額が58万円超133万円以下であるとき(配偶者特別控除が適用される場合)	配偶者特別控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 33万円 22万円 11万円
	配偶者の前年中の合計所得金額が58万円超133万円以下であるとき(配偶者特別控除が適用される場合)	配偶者特別控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 33万円 22万円 11万円
	配偶者の前年中の合計所得金額が58万円超133万円以下であるとき(配偶者特別控除が適用される場合)	配偶者特別控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 33万円 22万円 11万円
扶 養 控 除 (1人につき)	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下である人があるとき(16歳未満及び障害者控除を除く)(16歳未満者でも扶養親族欄に記入は必要です)	一般の扶養親族(16歳未満、23歳未満の場合) 33万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 38万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円
	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下である人があるとき(16歳未満及び障害者控除を除く)(16歳未満者でも扶養親族欄に記入は必要です)	一般の扶養親族(16歳未満、23歳未満の場合) 33万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 38万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円
	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下である人があるとき(16歳未満及び障害者控除を除く)(16歳未満者でも扶養親族欄に記入は必要です)	一般の扶養親族(16歳未満、23歳未満の場合) 33万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 38万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円
	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下である人があるとき(16歳未満及び障害者控除を除く)(16歳未満者でも扶養親族欄に記入は必要です)	一般の扶養親族(16歳未満、23歳未満の場合) 33万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 38万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円
特 定 控 除 特 別 控 除 (1人につき)	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下である人があるとき(16歳未満及び障害者控除を除く)(16歳未満者でも扶養親族欄に記入は必要です)	一般の扶養親族(16歳未満、23歳未満の場合) 33万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 38万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円
	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下である人があるとき(16歳未満及び障害者控除を除く)(16歳未満者でも扶養親族欄に記入は必要です)	一般の扶養親族(16歳未満、23歳未満の場合) 33万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 38万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円
	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下である人があるとき(16歳未満及び障害者控除を除く)(16歳未満者でも扶養親族欄に記入は必要です)	一般の扶養親族(16歳未満、23歳未満の場合) 33万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 38万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円
	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下である人があるとき(16歳未満及び障害者控除を除く)(16歳未満者でも扶養親族欄に記入は必要です)	一般の扶養親族(16歳未満、23歳未満の場合) 33万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 38万円 老人扶養親族(70歳以上の場合) 45万円
基 礎 控 除	前年中の合計所得金額が58万円以下であるとき(配偶者控除が適用される場合)	配偶者控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 99,611円(99,699円以下) 99,611円(99,699円以下) 99,611円(99,699円以下) 99,611円(99,699円以下)
	配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下であるとき(配偶者控除が適用される場合)	配偶者控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 33万円 22万円 11万円
	配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下であるとき(配偶者控除が適用される場合)	配偶者控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 33万円 22万円 11万円
	配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下であるとき(配偶者控除が適用される場合)	配偶者控除の合計控除額(1人は給付金とみなされる場合) 33万円 22万円 11万円

翻訳版はこちらを
御確認ください
English,
Português,
Español, 中文



源泉徴収票、給与明細書を提出してください。
日雇い等で源泉徴収票がない人は裏面「給与収入明細」にも記入してください。

令和 7 年 分		給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者の住所		（※記載事項） （記入箇所）	
豊田市西町3丁目60番地			
税 別		氏 名	トヨタ タロウ
支 払 金 額		豊田 太郎	
200,000		所得控除の額の合計額 源泉徴収税額	
源泉控除対象給与 の所得等 老人 投資 特定 非特定 所得 特別 本額		課税所得金額 （税務署をへんてく）	
源泉控除対象給与 の所得等 老人 投資 特定 非特定 所得 特別 本額		源泉徴収税額 （税務署をへんてく）	
特定退職給付控除の額		社会保険料等の金額	
生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
住宅入居金控除の額		住宅入居金控除の額	

源泉徴収票を提出してください。

源泉徴収票の支払金額を記入してください。
遺族年金・障害年金は非課税所得ですので裏面④の3に記入してください。

令和 7 年 分 公 的 年 金 等 の 源 泉 徴 収 票

支払を受ける者 （フリガナ） 氏 名	豊田市西町3丁目60番地		〒			
	トヨタ 豊田	タロウ 太郎	生年 月	日	明 治 人 正 保 平 成 和 令	年 月 日
区分	支 払 金 額	滞 差 徴 収 戻 額				
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分						
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分						
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	1 5 0 0 0 0 0					
所得税法第203条の3第7号適用分						

国民年金保険料は控除証明書や領収

を提出してください(コピー不可)。

[illegible]

生命保険契約による一時金、掛

から生じる所得については、「一時」の欄に「収入金額」「必要経費」等を記入してください。所得金額の欄には1/2する前の額を記入してください。

表面記入例

[illegible]

1年間の収入と支出の内訳を記入してください。

領収書等や振替簿の提出は必要ありませんが、収支内訳書等に添付で各所得の裏面③及び④の記入を省略できます。

保険会社等の証明書を提出してください(コピー不可)

生命保険料控除証明書(一般用)令和7年分

ご契約の 書田 太郎 様

保険料番号	00000-000	保険種別	疾病保険	疾病特約	終身
契約月日	平成27年11月1日	加入月日	平成27年11月1日	加入月日	平成27年11月1日

今年7月 7月までの払込金および未払いの払込金

契約年度	一般保険料(A)	1	追加保険料(B)	1	準備金(B)	1
旧制度適用	1人	70,000	0	70,000	0	0
	個人					
	介護					
	介護					
	介護					
	介護					

契約年度	一般保険料(A)	1	追加保険料(B)	1	準備金(B)	1
新制度適用	1人					
	個人					
	介護					
	介護					
	介護					
	介護					

【ご参考】ご契約の開始年度は平成27年12月1日までの保険料および未払いの保険金総額は下記のとおりとなります。

契約年度	一般保険料(A)	1	追加保険料(B)	1	準備金(B)	1
旧制度適用	1人	120,000	0	120,000	0	0
	個人					
	介護					
	介護					
	介護					
	介護					

契約年度	一般保険料(A)	1	追加保険料(B)	1	準備金(B)	1
新制度適用	1人					
	個人					
	介護					
	介護					
	介護					
	介護					

ご契約 今年7月9日2日

※遺族給付金に該当する場合は、記入不要です。

保険会社等の証明書を提出してください(コピー不可)

会知事年公 般定保險料據險計免掛金至和出

[illegible]

○医療費控除

医療費控除の明細書又は医療保険者等からの医療費通知書の提出が必要です。

○セルフメディケーション税制による医療費控除の特例
セルフメディケーション税制の明細書を添付してください。
※医療費の領収書等は5年間自庫等で保存してください。
⇒医療費控除の明細書やセルフメディケーション税制の明細書
からも国税庁のホームページからダウンロードできます。

裏面記入例

3 事業(営業等・農業)所得の計算

項目	金額
収入金額	
主1(収入)金目	3,000,000
主2(収入)金目	
主3(収入)金目	
主4(収入)金目	
主5(収入)金目	
主6(収入)金目	
主7(収入)金目	
主8(収入)金目	
主9(収入)金目	
主10(収入)金目	
主11(収入)金目	
主12(収入)金目	
主13(収入)金目	
主14(収入)金目	
主15(収入)金目	
主16(収入)金目	
主17(収入)金目	
主18(収入)金目	
主19(収入)金目	
主20(収入)金目	
主21(収入)金目	
主22(収入)金目	
主23(収入)金目	
主24(収入)金目	
主25(収入)金目	
主26(収入)金目	
主27(収入)金目	
主28(収入)金目	
主29(収入)金目	
主30(収入)金目	
主31(収入)金目	
主32(収入)金目	
主33(収入)金目	
主34(収入)金目	
主35(収入)金目	
主36(収入)金目	
主37(収入)金目	
主38(収入)金目	
主39(収入)金目	
主40(収入)金目	
主41(収入)金目	
主42(収入)金目	
主43(収入)金目	
主44(収入)金目	
主45(収入)金目	
主46(収入)金目	
主47(収入)金目	
主48(収入)金目	
主49(収入)金目	
主50(収入)金目	
主51(収入)金目	
主52(収入)金目	
主53(収入)金目	
主54(収入)金目	
主55(収入)金目	
主56(収入)金目	
主57(収入)金目	
主58(収入)金目	
主59(収入)金目	
主60(収入)金目	
主61(収入)金目	
主62(収入)金目	
主63(収入)金目	
主64(収入)金目	
主65(収入)金目	
主66(収入)金目	
主67(収入)金目	
主68(収入)金目	
主69(収入)金目	
主70(収入)金目	
主71(収入)金目	
主72(収入)金目	
主73(収入)金目	
主74(収入)金目	
主75(収入)金目	
主76(収入)金目	
主77(収入)金目	
主78(収入)金目	
主79(収入)金目	
主80(収入)金目	
主81(収入)金目	
主82(収入)金目	
主83(収入)金目	
主84(収入)金目	
主85(収入)金目	
主86(収入)金目	
主87(収入)金目	
主88(収入)金目	
主89(収入)金目	
主90(収入)金目	
主91(収入)金目	
主92(収入)金目	
主93(収入)金目	
主94(収入)金目	
主95(収入)金目	
主96(収入)金目	
主97(収入)金目	
主98(収入)金目	
主99(収入)金目	
主100(収入)金目	
主101(収入)金目	
主102(収入)金目	
主103(収入)金目	
主104(収入)金目	
主105(収入)金目	
主106(収入)金目	
主107(収入)金目	
主108(収入)金目	
主109(収入)金目	
主110(収入)金目	
主111(収入)金目	
主112(収入)金目	
主113(収入)金目	
主114(収入)金目	
主115(収入)金目	
主116(収入)金目	
主117(収入)金目	
主118(収入)金目	
主119(収入)金目	
主120(収入)金目	
主121(収入)金目	
主122(収入)金目	
主123(収入)金目	
主124(収入)金目	
主125(収入)金目	
主126(収入)金目	
主127(収入)金目	
主128(収入)金目	
主129(収入)金目	
主130(収入)金目	
主131(収入)金目	
主132(収入)金目	
主133(収入)金目	
主134(収入)金目	
主135(収入)金目	
主136(収入)金目	
主137(収入)金目	
主138(収入)金目	
主139(収入)金目	
主140(収入)金目	
主141(収入)金目	
主142(収入)金目	
主143(収入)金目	
主144(収入)金目	
主145(収入)金目	
主146(収入)金目	
主147(収入)金目	
主148(収入)金目	
主149(収入)金目	
主150(収入)金目	
主151(収入)金目	

収入がなかった人や収入がな

遺族年金・障害年金等を受給している人も記入してください。